**大阪府情報公開審査会答申（大公審答申第447号）**

**〔警察資料部分公開決定審査請求事案その２〕**

**（答申日：令和７年６月17日）**

**第一　審査会の結論**

　　　大阪府警察本部長が行った部分公開決定で非公開とした情報のうち、別表に記載した情報については公開すべきである。

大阪府警察本部長が行ったその余の判断は、妥当である。

**第二　審査請求に至る経過**

１　令和３年11月25日、審査請求人は、大阪府警察本部長（以下「実施機関」という。）に対し、大阪府情報公開条例（平成11年大阪府条例第39号。以下「条例」という。）第６条の規定により、以下の内容についての行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

　　（本件請求の内容）

○○年○月○日○○にて○○事件があった、この時出動を命じられた警察官の全員の活動報告一式、また、緊急時での活動での取り決め規則等を示す文書等

２　令和３年12月９日、実施機関は、本件請求に係る文書のうち、条例第40条の規定により条例の適用除外となる「訴訟に関する書類」以外の行政文書（以下「本件行政文書」という。）として（１）のとおり特定し、条例第13条第１項の規定により、公開しないことと決定した部分及び公開しない理由を（２）のように付して、審査請求人に通知した。

　（１）本件行政文書

　　　　・臨場結果報告書

　　　　・変死事件等発生報告書

　（２）公開しないことと決定した部分及び公開しない理由

ア　個人の住所（住居）、氏名、年齢、性別、生年月日、職業、家族状況、死亡の日時及び場所が推測される部分、事案発生時及び死亡時の状況、検視結果、保険加入状況、書類の番号、所持金品、関係者の言動、個人の死亡に関する具体的な内容がわかる部分及び個人を特定しうる部分

条例第９条第１号に該当する。

　　本件行政文書（非公開部分）には、個人の住所等が記録されており、これらは特定の個人が識別される個人のプライバシーに関する情報であって、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる。

　イ　警部補以下の警察職員の氏名及び印影

条例第８条第２項第３号に該当する。

　　　本件行政文書（非公開部分）には、警部補以下の警察職員の氏名等が記録されており、これを公にすることにより、当該警察職員及びその家族等の生命、身体、財産等の保護に支障を及ぼすおそれがある。

　ウ　警察電話番号

　　　条例第８条第２項第１号に該当する。

　　　本件行政文書（非公開部分）には、警察電話番号が記録されており、これは警察の連絡調整事務等に関する情報であって、公にすることにより、当該若しくは同種の事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあることから、条例第８条第１項第４号に該当する。

　エ　検視検討項目欄、変死事案の取扱い状況がわかる部分並びに検案医師の氏名及び印影

（ア） 条例第８条第２項第１号に該当する。

本件行政文書（非公開部分）には、検視の際の具体的な項目等が記録されており、これらは警察が行う捜査等の事務に関する情報であって公にすることにより、当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあることから、条例第８条第１項第４号に該当する。

（イ） 条例第８条第２項第２号に該当する。

本件行政文書（非公開部分）には、検視の際の具体的な項目等が記録されており、これは捜査の手法、体制、方針等に関する情報であって、公にすることにより、将来の捜査に支障が生じ、又は、将来の犯行を容易にするおそれがあるなど、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある。

　オ　当該事案取扱い時に作成された捜査書類

本件行政文書公開請求に係る文書のうち、刑事司法手続における被疑事件・被告事件に関して作成された書類は、条例第40条（適用除外）に規定する、刑事訴訟法第53条の２の「訴訟に関する書類」に該当し、条例の規定が適用されないことから、非公開とする。

３　令和４年３月９日付け、審査請求人は、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第２条の規定により、上級行政庁である大阪府公安委員会（以下「諮問実施機関」という。） に対して、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

**第三　審査請求の趣旨**

　　　審査請求人が公開請求を求めた内容は、以下「○○年○月○日、○○にて、○○事件があった、この時、出動を命じられた警察官の全員の活動記録一式、また、緊急時での活動での取り決め規則等を示す文書等。」であったが、ほとんど黒塗りで、何人が○○より犠牲になったか、また、これをどのように、誘導して、病院などに送るをしたかが、全く、分からない。

黒塗りを全部表せとは、言っていない、少なくとも、警察官の名前は、かりにＡ氏とし、○○を、Ｘとして、これらがどのあたりで、どのように救急車に誘導したかがわかる程度の開示を求めるのである。

初めから、全部黒塗りでは、知る由がない。

**第四　審査請求人の主張要旨**

　　　審査請求人の主張は、概ね次のとおりである。

　１　審査請求書における主張（原文ママ）

* 個人の住所、氏名、年齢、性別、生年月日、職業で、

公開しない理由はであるが、個人のプライバシーに関する情報なので、公開しなとしているが、請求人は、個人の名前を求めていない、これは、単にＸさんと称して、この人物をどのように、扱ったかが、知りたいのである。

* 警察職員の氏名、

審査請求人は、警察職員の氏名を求めているのではない。

これは、単に、Ａとして記して、かれがどのような活動をしたかが、知りたいだけであるが、これも黒塗りであり全然わからない。

* 警察電話番号、、、、こんなものは知ろうとしていない。
* 検視検討項目欄、、、これを求めていない。
* 変死事案の取り扱いは求めていない
* 検案医師の氏名、、、これも求めていない
* 当該事案取り扱い時に作成された捜査資料類　　これは求めている。

本件は刑事事件でないので大阪府情報公開条例第40条に規定されない。

ゆえに、当時、指令を受けた、警察官一人、一人の、業務活動記録の報告書の記録開示を求める。

２　口頭意見陳述における主張

警察がどういう対応をしたか報告書を見ればわかるはずである。

警察官一人ひとりの報告書は出してほしい。自分には公開できなくても、委員は内容を確認してほしい。

**第五　諮問実施機関の主張要旨**

　諮問実施機関の理由説明書における主張は、概ね次のとおりである。

 　 審査請求人は令和４年３月９日付けで提起した、条例第13条第１項の規定に基づく実施機関の部分公開決定処分（大阪府警察本部指令（検調）第５号）に対する審査請求に係る実施機関の弁明について、当諮問実施機関は、諮問実施時において、当該弁明に不合理な点はなく、本件審査請求に係る行政文書の部分公開決定は条例に基づき適正に行われており、妥当であると考えている。

**第六　実施機関の主張要旨**

　　　実施機関の主張は概ね次のとおりである。

　１　弁明書における主張

1. 弁明の趣旨

　　　　「実施機関の決定は妥当である。」との裁決を求める。

（２） 弁明の理由

ア　本件処分の根拠規定について

（ア）条例第８条第２項第１号について

条例第８条第２項は、公安委員会と警察本部長が管理する行政文書の適用除外事項について定めたものであり、同項第１号は、条例第８条第１項第１号から第４号までのいずれかに該当する情報について、知事等の実施機関と同様に、公開しないことができる旨を定めている。

（イ）条例第８条第１項第４号について

条例第８条第１項第４号は、「府の機関又は国等の機関が行う取締り、監督、立入検査、許可、認可、試験、入札、契約、交渉、渉外、争訟、調査研究、人事管理、企業経営等の事務に関する情報であって、公にすることにより、当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれのあるもの」については公開しないことができる旨を定めている。

　　 （ウ）条例第８条第２項第２号について

公共の安全と秩序を維持することは、府民全体の基本的な利益を擁護するため府に課された重要な責務であり、情報公開制度においても、これらの利益は十分に保護する必要がある。

　　　　 　特に、警察が保有している情報のうち、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧、捜査等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれのあるものについては、公開・非公開の判断において、高度の政策的な判断を伴う場合があり、また、その性質上、犯罪等に関する将来予測としての専門的、技術的な判断を要することなどの特殊性が認められる。

　 　こうした事情から、「公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある」情報に関して、これに該当するかどうかについての実施機関の第一次的な判断を尊重することとしたのが条例第８条第２項第２号の趣旨であり、「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると公安委員会又は警察本部長が認めることにつき相当の理由がある情報」については公開しないことができると規定されているものである。

　　 （エ）条例第８条第２項第３号について

　 　　 本号は「前二号に掲げるもののほか、公にすることにより、個人の生命、身体、財産等の保護に支障を及ぼすおそれがある情報」について規定しており、個人の生命、身体及び財産の保護に任じる警察業務の特殊性（警察法（昭和29年法律第162号）第２項第１項）と保護すべき利益の重要性から、他の適用除外事項では非公開とすることができない情報について、警察独自の適用除外事項として定められたものである。

　 したがって、本号を適用して公開しないことができるのは、警察業務を通じて作成又は入手した情報の中でも、個人の生命、身体、財産等の保護に影響し得るものであって、当該情報を公開することにより、これらの「保護に支障を及ぼすおそれ」の程度が、法的保護に値する蓋然性のある場合に限るものとされているものである。

　　 （オ）条例第９条第１号について

条例は、その前文で、府の保有する情報は公開を原則としつつ、併せて、個人のプライバシーに関する情報は最大限に保護する旨を宣言しており、また、第５条において、個人のプライバシーに関する情報をみだりに公にすることのないように最大限の配慮をしなければならない旨を規定している。

本号は、このような趣旨を受けて、個人のプライバシーに関する情報の公開禁止について定めており、個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、職業、学歴、出身、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報であって、特定の個人が識別され得るもののうち、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる情報が記録されている行政文書を公開してはならないと規定している。

　 「個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、職業、学歴、出身、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報」は、個人のプライバシーに関する情報について例示したものであり、「特定の個人が識別され得るもの」とは、当該情報のみによって直接特定の個人が識別される場合に加えて、容易に入手し得る他の情報と結びつけることによって特定の個人が識別され得る場合をも含むと解される。

また、「一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる情報」とは、一般的に社会通念上、他人に知られることを望まないものをいうと解される。

　　 （カ）条例第40条について

　 刑事訴訟に関する書類と押収物については、刑事司法手続の一環として、刑事訴訟法等により規律されることが適当であることから、本条は、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第53条の２の訴訟に関する書類及び押収物については、条例の適用対象から除外する旨を規定している。

　 「訴訟に関する書類」とは、刑事司法手続における被疑事件・被告事件に関して作成された書類をいい、裁判所又は裁判官の保管している書類に限らず、司法警察職員・弁護人その他の第三者の保管しているものも含まれる。捜査段階で作成される書類、裁判所で作成される狭義の訴訟書類のいずれであっても、被疑事件又は被告事件に関して作成されたものであれば、本条の書類に該当する。

　 刑事訴訟法においては、裁判の公正の確保、訴訟関係人の権利保護等の観点から、訴訟に関する書類を公判の開廷前に公開することを原則として禁止する一方、事件終結後においては、一定の場合を除いて何人にも訴訟記録の閲覧を認めていること等から、その公開、非公開の要件及び手続について完結的な制度を確立している。したがって、これらの書類に記載された情報の公開・非公開は、情報公開制度ではなく刑事司法手続として、司法機関である裁判所によりその適正が確保されるべきである。

イ　本件処分の妥当性について

　　 （ア）行政文書の特定について

　 　 　審査請求人は、本件請求において、請求内容を「○○年○月○日、○○にて○○事件があった、この時出動を命じられた警察官の全員の活動報告一式、また、緊急時での活動での取り決め規則等を示す。文書等。」としていることから、実施機関は、当該○○事件に関し作成又は取得した文書について、本件請求日において実施機関の職員が組織的に用いるものとして、実施機関が現に保管管理している文書の全てを検索した上で、条例第40条の規定により条例の適用除外となる「訴訟に関する書類」以外の行政文書として、「臨場結果報告書」及び「変死事件等発生報告書」を特定したものである。

（イ）　非公開とした各部分の妥当性について

a. 個人の住所（住居）、氏名、年齢、性別、生年月日、職業、家族状況、死亡の日時及び場所が推測される部分、事案発生時及び死亡時の状況、検視結果、保険加入状況、書類の番号、所持金品、関係者の言動、個人の死亡に関する具体的な内容がわかる部分及び個人を特定しうる部分

これらの個人の住所（住居）氏名、年齢、性別、生年月日、職業、家族状況、死亡の日時及び場所が推測される部分、事案発生時及び死亡時の状況、検視結果、保険加入状況、書類の番号、所持金品、関係者の言動、個人の死亡に関する具体的な内容がわかる部分（見取図、写真等）及び個人を特定しうる部分は、個人のプライバシーに関する情報であって、特定の個人を識別し得る情報又は公にすることにより、報道等で公表された内容により死亡者が容易に特定されるおそれがあるなど、他の情報と結合することにより、特定の個人を識別することができることとなる情報であり、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められることから、条例第９条第１号に該当する。

b.　警部補以下の警察職員の氏名及び印影

警察官は、犯行現場や警察規制の現場等で、直接被疑者や被規制者と対峙して、逮捕や規制の結果を直接かつ強制的に実現することとなる等、その職務は、相手方個人や組織から反発、反感を招きやすく、警察職員が攻撃や懐柔の対象とされるおそれが高いものである。

警察職員の配置を含む警察業務に関する情報は、一般市民にとっては些細な情報であっても、犯罪の実行や警察官に対する報復を目論む個人や組織にとっては、貴重な情報となることがあり、そのような情報が犯罪組織等に入手されることを防止する必要がある。

よって、警部補以下の警察職員の氏名及び印影を公にすることにより、個人が特定され、警察職員であるが故に本人や家族が襲撃等の危害を加えられるおそれがあり、ひいては公共の安全や秩序の維持に支障が生じるおそれがあると認められることから、条例第８条第２項第３号に該当する。

c. 警察電話番号

　 警察電話は、一般回線とは別に、警察業務の連絡調整等に使用する電話回線であり、警察電話番号は一般市民にとっては些細な情報であっても、警察の捜査や事務を妨害しようとする個人や組織にとっては、特定の番号に電話をかけ続け、本来対応すべき事案や事務の対応を阻害する等の妨害を行うための有益な情報となり、警察事務の適正な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあることから、条例第８条第１項第４号に該当し、同条第２項第１号に該当する。

　　 d. 検視検討項目欄、変死事案の取扱い状況がわかる部分並びに検案医師の氏名及び印影

検視検討項目欄、変死事案の取扱い状況がわかる部分（人体図、写真等）には、検視の際の具体的な項目や変死事案の取扱いの状況等が記録されており、これらを公にすることにより、検視方法や変死事案の対処手法等が明らかになり、又は推測されるおそれがある。その結果、犯罪を企図し、又は隠蔽しようとする者をして、対抗措置を講じられるおそれがあるなど、当該若しくは同種の事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれがある。また、検案医師の氏名及び印影を公にすることにより、検案医師が特定され、検案の妨害や検案医師への脅迫、懐柔等が行われるおそれがあるなど、当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあることから、これらの情報は、条例第８条第１項第４号に該当し、同条第２項第１号に該当する。

さらに、前記のとおり、検視方法や変死事案の対処手法が明らかになり、また検案医師が特定されることにより、犯罪を企図し、又は隠蔽しようとする者が、犯罪を隠蔽しようと対抗措置を講ずるなどすれば、犯罪行為を誘発し、犯罪の実行を容易にし、又は犯罪の捜査を困難にするおそれがあるなど、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第８条第２項第２号に該当する。

　　 e. 当該事案取扱い時に作成された捜査書類

本件請求に係る文書のうち、当該事案取扱い時に作成された捜査書類は、条例第40条に規定する、刑事訴訟法第53条の２の「訴訟に関する書類」に該当し、条例の規定が適用されないことから非公開としたものである。

　 　（ウ） 前記（ア）及び（イ）のとおり、本件処分は、適正に行政文書を特定した上、非公開部分についてもそれぞれ根拠となる条項の趣旨を踏まえて決定したものであり、妥当である。

　 ウ　審査請求人の主張について

審査請求人は、ほとんど黒塗りで、何人が○○より犠牲になったか、またこれをどのように、誘導して、病院などに送るをしたかが、全くわからない、黒塗りを全部表せとは、言っていない、少なくとも、警察官の名前は、かりにＡ氏とし、○○を、Ｘとして、これらがどのあたりで、どのように救急車に誘導したかがわかる程度の開示を求めるのである。初めから全部黒塗りでは、知る由がない。個人の住所、氏名、年齢、性別、生年月日、職業で、公開しない理由はであるが、個人のプライバシーに関する情報なので、公開しないとしているが、請求人は、個人の名前を求めていない、これは、単にＸさんと称して、この人物をどのように、扱ったかが、知りたいのである、審査請求人は、警察職員の氏名を求めているのではない。これは単に、Ａとして記して、かれがどのような活動をしたかが、知りたいだけであるが、これも黒塗りであり全然わからない。警察電話番号は知ろうとしていない、検視検討項目欄を求めていない、変死事案の取り扱いは求めていない、検案医師の氏名も求めていない、当該事案取り扱い時に作成された捜査資料類は求めている、本件は刑事事件でないので条例第40条に規定されない、ゆえに、当時、指令を受けた、警察官一人、一人の、業務活動記録の報告書（以下「業務報告書」という。）の記録開示を求めるなどと主張するが、前記のとおり、本件処分における行政文書の特定は適正に行われており、特定した行政文書の非公開部分は、それぞれ条例第８条第２項各号、条例第９条第１号及び条例第40条に該当するものであるから、審査請求人の主張は認められない。

エ　結論

以上のとおり、本件処分は条例の趣旨を踏まえて行われたものであり、何ら違法、不当な点はなく、適法かつ妥当なものである。

２　実施機関説明での主張について

業務報告書については、各警察官が作成するものではなく、担当者が作成することとなっている。

仮に審査請求人が主張するような本件○○事案に関係する記載が業務日誌のような業務報告書の文書内に存在したとしても、管理期限は１年であって、審査請求人が行政文書公開請求を行った時点では、すでに廃棄されていたと考えられる。

また、本件○○事案発生の当時、変死があった場合、「警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律」（平成25年４月１日施行）ではなく、刑事訴訟法及び検視規則により取扱いを行っていた。

現行の死因・身元調査法ではまず行政手続として取扱いに着手するが、当時は、捜査として着手し、検視を行い、犯罪に起因しないと判断すれば、死体取扱規則により行政手続として取り扱っていた。

本件についても発生段階では捜査として着手している。

**第七　審査会の判断**

　１　条例の基本的な考え方について

　　　行政文書公開についての条例の基本的な理念は、その前文及び第１条にあるように、府民の行政文書の公開を求める権利を明らかにすることにより「知る権利」を保障し、そのことによって府民の府政参加を推進するとともに府政の公正な運営を確保し、府民の生活の保護及び利便の増進を図るとともに、個人の尊厳を確保し、もって府民の府政への信頼を深め、府民福祉の増進に寄与しようとするものである。

　　　このように「知る権利」を保障するという理念の下にあっても、公開することにより、個人や法人等の正当な権利・利益を害したり、府民全体の福祉の増進を目的とする行政の公正かつ適切な執行を妨げ、府民全体の利益を著しく害したりすることのないよう配慮する必要がある。

　　　このため、条例においては、府の保有する情報は公開を原則としつつ、条例第８条及び第９条に定める適用除外事項の規定を設けたものであり、実施機関は、請求された情報が条例第２条第１項に規定する行政文書に記録されている場合には、条例第８条及び第９条に定める適用除外事項に該当する場合を除いて、その情報が記録された行政文書を公開しなければならない。

　２　本件行政文書について

1. 文書の特定について

実施機関は、本件事案に関し作成又は取得した文書として、「臨場結果報告書」及

び「変死事件等発生報告書」を特定している。

一方、審査請求人は、本件事案の発生時には、まず警察官の派遣があったはずで、派遣された警察官全員の業務報告書を求めていたと主張することから、実施機関の対象文書の特定が妥当であったかを検討する。

この点、当審査会で確認したところ、大阪府警において業務報告書が作成される場合、警察署や交番単位で担当者が作成するものであって、審査請求人が主張するように派遣されたすべての警察官が業務報告書を作成するものではないとのことであった。

また、仮に審査請求人が主張するような情報を当時対応した警察官が作成した業務日誌に記載されていたとしても、業務日誌の管理年限は１年とのことであるから、平成○年に作成された業務日誌は、本件行政文書の公開請求が実施された令和３年の時点において、すでに廃棄されているとのことである。この点、実施機関の説明に特段の不合理な点はないと判断する。

1. 条例第40条の適用について

さらに、実施機関は、本件請求に係る文書のうち、当該事案取り扱い時に作成された捜査書類は、条例第40条に規定する、刑事訴訟法第53条の２の「訴訟に関する書類」に該当し、条例の規定が適用されないことから非公開としている。

ア　条例第40条について

刑事訴訟に関する書類と押収物については、刑事司法手続の一環として、刑事訴訟法等により規律されることが適当であることから、情報公開法の制定に際し調整措置として改正された刑事訴訟法第53条の２の趣旨にのっとり、条例の適用対象から除外するのが、本条の趣旨である。

 「訴訟に関する書類」とは、刑事司法手続における被疑事件・被告事件に関して作成された書類をいい、裁判所又は裁判官の保管している書類に限らず、司法警察職員・弁護人その他の第三者の保管しているものも含まれる。捜査段階で作成される書類、裁判所で作成される狭義の訴訟書類のいずれであっても、被疑事件又は被告事件に関して作成されたものであれば、本条の書類に該当する。

イ　条例第40条の該当性について

　　　　　 当審査会が実施機関に確認したところ、「警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律」（平成24年法律第34号）の施行日（平成25年４月１日）以後は、同法に基づき、警察官が事故等の発生により、死体を取り扱うこととなった場合（犯罪捜査の手続として取り扱う場合を除く。）は、行政手続として調査等を実施しなければならないとされているが、施行前においては、刑事訴訟法第229条及び検視規則（昭和33年国家公安委員会規則第３号）に基づき、検視等を実施することとなっていた。

 この点、本件○○事案が発生したのは、平成○○年○月○日であり、当該法律の施行前であって、本件○○事案に係る死体の取扱いについては刑事訴訟法第229条及び検視規則に基づき手続がなされたと考えられる。ゆえに、当該検視等に係る文書については、条例第40条に該当し、適用除外とすることが妥当である。

1. 以上から、実施機関が現存する警察官の業務報告書として本件行政文書を特定した

点について不合理な点はなく、妥当といえる。

　３　本件決定に係る具体的な判断及びその理由について

1. 本件係争部分について

審査請求人は、本件決定において実施機関が非公開とした部分について、処分の取消しを求めていると解される。

また、実施機関は、本件行政文書における各項目について、

ア　本件行政文書の「個人の住所（住居）」、「氏名」、「年齢」、「性別」、「生年月日」、「職業」、「家族状況」、「死亡の日時及び場所が推測される部分」、「事案発生時及び死亡時の状況」、「検視結果」、「保険加入状況」、「書類の番号」、「所持金品」、「関係者の言動」及び「個人の死亡に関する具体的な内容がわかる部分及び個人を特定しうる部分」は条例第９条第１号

イ　本件行政文書の「警部補以下の警察職員の氏名及び印影」は条例第８条第２項第３号

ウ　本件行政文書の「警察電話番号」は条例第８条第２項第１号及び条例第８条第１項第４号

エ　本件行政文書の「変死事案の取扱い状況がわかる部分」並びに「検案医師の氏名及び印影」は条例第８条第２項第１号及び条例第８条第１項第４号並びに条例第８条第２項第２号

オ　本件行政文書のうち変死事件等発生報告書の「検視検討項目欄」は条例第８条第２項第１号及び条例第８条第１項第４号並びに条例第８条第２項第２号

にそれぞれ該当すると主張しており、以下該当性について検討する。

（２） 「個人の住所（住居）」、「氏名」、「年齢」、「性別」、「生年月日」、「職業」、「家族状況」、「死亡の日時及び場所が推測される部分」、「事案発生時及び死亡時の状況」、「検視結果」、「保険加入状況」、「書類の番号」、「所持金品」、「関係者の言動」及び「個人の死亡に関する具体的な内容がわかる部分及び個人を特定しうる部分」について

　　　 ア　条例第９条第１号について

条例は、その前文で、府の保有する情報は公開を原則としつつ、併せて、個人のプライバシーに関する情報は最大限に保護する旨を宣言している。また、条例第５条において、個人のプライバシーに関する情報をみだりに公にすることのないように最大限の配慮をしなければならない旨規定している。

同号は、このような趣旨を受けて、個人のプライバシーに関する情報の公開禁止について定めたものである。

 　　 同号は、

・個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、職業、学歴、出身、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報であって（以下「要件１」という。）

・特定の個人が識別され得るもののうち（以下「要件２」という。）、

・一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる（以下「要件

３」という。）

情報が記載されている行政文書を公開してはならない旨定めている。

そして、「個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、職業、学歴、出身、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報」とは、個人のプライバシーに関する情報を例示したものであり、「特定の個人が識別され得る」情報とは、当該情報のみによって直接特定の個人が識別される場合に加えて、他の情報と結びつけることによって間接的に特定の個人が識別され得る場合を含むと解される。

また、「一般的に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる情報」とは、社会通念上、他人に知られることを望まないものをいうと解される。

　　　 イ　条例第９条第１号の該当性について

 「個人の住所（住居）」、「氏名」、「年齢」、「性別」、「生年月日」、「職

業」、「家族状況」、「死亡の日時及び場所が推測される部分」、「事案発生時及び死亡時の状況」、「検視結果」、「保険加入状況」、「書類の番号」「所持金品」、「関係者の言動」及び「個人の死亡に関する具体的な内容がわかる部分及び個人を特定しうる部分」については、それ単独、若しくは他の情報と結びつけることで特定の個人を識別され得る情報として、要件１及び要件２に該当する。

さらに、○○により死亡したという事実に関係する情報は、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であるものと認められ、要件３に該当する。

したがって、これらの情報は条例第９条第１号に該当し、非公開とすることが妥当である。

（３） 「警部補以下の警察職員の氏名及び印影」について

　　ア　条例第８条第２項第３号について

警察が保有する情報の中には、警察業務の特殊性から、条例第８条第２項第１号及び第２号に該当しない場合であっても、公開すると、個人の生命、身体、財産等の保護に支障を及ぼすおそれのあるものがある。そうした事態を防止するため、これらの保護に支障を及ぼすおそれがある情報を公開しないことができるとするのが、同号の趣旨である。

 イ　条例第８条第２項第３号該当性について

当該非公開部分には、警部補以下の警察職員の氏名及び印影が記載されている。一般に、警察職員は、他の公務員と異なり、犯罪捜査や警察規制に係る取締りに従事することを本分としており、犯罪捜査や取締りの現場において、相手方の反発・反感を招きやすい立場にあるということは理解できるものである。

とりわけ、警部補以下の警察職員の場合は、職務質問等の街頭警察活動や犯罪捜査に直接従事し、過去にも従事していることが想定される。

そのため、その氏名等、個人の特定につながる情報が公開されると、当該警部補以下の警察職員が過去に従事した犯罪捜査等の関係者など警察職員を標的とする人物等からの加害行為を容易にするため、当該職員だけでなく、その家族に対しても脅迫や嫌がらせ等の危害が及ぶおそれが認められ、公にすることにより、個人の生命、身体、財産等に支障を及ぼすおそれがある情報といえる。

したがって、警部補以下の警察職員の氏名及び印影は、条例第８条第２項第３号に該当し、非公開とすることが妥当である。

（４）「警察電話番号」について

ア　条例第８条第２項第１号及び同条第１項第４号について

条例第８条第２項第１号は、同条第１項第１号から第４号までのいずれかに該当する情報が記録されている行政文書を公開しないことができると規定している。

府の機関又は国等が行う事務事業に係る情報の中には、当該事務事業の性質、目的等からみて、執行前あるいは執行過程で公開することにより、当該事務事業の実施の目的を失い、又はその公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼし、ひいては、府民全体の利益を損なうおそれのあるものがある。

また、反復継続的な事務事業に関する情報の中には、当該事務事業実施後であっても、これを公開することにより同種の事務事業の目的が達成できなくなり、又は公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすものもある。条例第８条第１項第４号により、このような支障を防止するため、これらの情報については、公開しないことができる。

　　　　　 同号は、

　　　　 ・府の機関又は国等の機関が行う取締り、監督、立入検査、許可、認可、試験、入札

契約、交渉、渉外、争訟、調査研究、人事管理、企業経営等の事務に関する情報であ

って、

　　　　　・公にすることにより、当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれのあるもの

　　　　　に該当する情報については、公開しないことができる旨を定めている。

　　　　　　同号の「府の機関又は国等の機関が行う取締り、監督、立入検査、許可、認可、試験、入札、契約、交渉、渉外、争訟、調査研究、人事管理、企業経営等の事務」の部分は、府の機関又は国等の機関が行う代表的な事務を例示したものである。

　　　　　　さらに、同号における「おそれのあるもの」に該当して公開しないことができるのは、当該情報を公開することによって、「事務の目的が達成できなくなり」、又は「事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼす」程度が名目的なものに止まらず具体的かつ客観的なものであり、また、それらの「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性でなく法的保護に値する蓋然性がある場合に限られる。

　　　 イ　 条例第８条第２項第１号及び同条第１項第４号該当性について

実施機関は、警察電話は、一般回線とは別に、警察業務の連絡調整等に使用する電話回線であり、警察電話番号は一般市民にとっては些細な情報であっても、警察の捜査や事務を妨害しようとする個人や組織にとっては、特定の番号に電話をかけ続け、本来対応すべき事案や事務の対応を阻害する等の妨害を行うための有益な情報となるから、条例第８条第１項第４号に該当すると主張する。

この点、警察活動では、種々の犯罪者や犯罪組織等を取締りや捜査の対象としていることから、そうした者からの反発・反感を招きやすく、また警察活動の妨害を企図する者が現れることは容易に推察されるところである。このような事情の下で、警察電話番号を開示すると、外部から特定の電話番号に電話を掛け続ける等の妨害行為を容易にし、警察内部における連絡調整等を円滑に行うという警察電話の設置目的が達成できなくなり、事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれのあることから、警察電話番号は、同条第１項第４号に該当し、同条第２項第１号の該当性を認めることができ、非公開とすることが妥当である。

（５）「変死事案の取扱い状況が分かる部分」について

　　ア　条例第８条第２項第１号及び同条第１項第４号について

（４）アのとおり。

イ　条例第８条第２項第２号について

同号では、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執

行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると公安委員会又は警察本部長が認めることにつき相当の理由がある情報が記録されている行政文書を公開しないことができるとしており、該当する情報として、「捜査の手法、技術、体制、方針等に関する情報で、公にすることにより、将来の捜査に支障を生じ、又は、将来の犯行を容易にするおそれのあるもの」又は「公にすることにより犯罪の被害者、捜査の参考人又は情報提供者等が特定され、その結果これらの人々の生命、身体、財産等に不法な侵害が加えられるおそれがある情報」が挙げられる。

　　　ウ　 条例第８条第２項第１号及び同条第１項第４号該当性並びに同条第２項第２号該当性について

　　　　　　 実施機関は、変死事案の取扱い状況がわかる部分（人体図など）には、検視の際の具体的な項目等が記録されており、これらを公にすることにより、検視の方法等が明らかになり、又は推測されるおそれがあり、その結果、犯罪を企図し、又は隠ぺいしようとする者をして、対抗措置を講じられるおそれがあると主張する。

この点、変死事案の取扱い状況がわかる記載には、変死事案における記録内容や記録方法の情報があり、これらを公開すれば、変死事案が発生した場合の警察の実施する検視方法や対処方法が明らかになり、その結果、犯罪を企図し又は隠ぺいしようとする者が警察業務への対応措置を講じるおそれが生じるなど、警察業務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあることから、条例第８条第１項第４号に該当し、同条第２項第１号の該当性を認めることができる。

　　　　　　 また、当該情報は、検視方法や変死事案の対処方法が含まれているため、捜査の手法、技術、体制、方針等に関する情報として、将来の犯行を容易にするおそれがあるものとして、同条第２項第２号に該当する。

ただし、変死事件等発生報告書の別紙「死体の状況」の「７　事件性の判断」における２行目の非公開部分については、当審査会で確認したところ、検視に係る記載であった。この部分については、３行目で「現場観察や検視結果に矛盾はなく」と記載されており、その部分が公開されていることや、変死事件等発生報告書の項目９の記載「検視（見分）」の欄において検視場所の記載があり、さらに検視検討表が作成されていることから、検視が実施されたことは容易に推察することができる。

 したがって、当該箇所は、公開したとしても、事務の公正かつ適切な執行に著し

い支障を及ぼすおそれが認められないとともに、将来の犯行を容易にするおそれもあるとはいいがたく、同条第２項第１号及び同条第２項第２号にも該当しない。

　　　　　 以上から、当該箇所以外は、同条第２項第１号及び同条第１項第４号並びに同条第２項第２号に該当し、非公開とすることが妥当である。

（６）「検案医師の氏名及び印影」について

ア　条例第８条第２項第１号及び条例第８条第１項第４号について

　　　　（４）アのとおり。

イ　条例第８条第２項第２号について

　　　 （５）イのとおり。

　　 　ウ　条例第８条第２項第１号及び同条第１項第４号該当性並びに同条第２項第２号該

当性について

実施機関は、検案医師の氏名及び印影については、これを公開することにより検案医師が特定され、検案の妨害や検案医師への脅迫、懐柔等が行われるおそれがあると主張する。

この点、検案を行う医師の氏名や印影がわかることで、犯罪を企図し、又は隠ぺいしようとする者は、妨害や脅迫によって、検案を行う医師に影響を及ぼすおそれがあり、それは検案を適正に実施するという事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあるといえることから、条例第８条第１項第４号に該当し、同条第２項第１号の該当性を認めることができる。

また、検案医師の氏名及び印影は、警察活動の協力者の情報であって、これが公開されることによって、当該個人が特定され、脅迫、懐柔等が行われるおそれがあり、検案が適切になされることが困難となることが想定されることから、犯罪の捜査に支障を及ぼすおそれがある情報といえ、同条第２項第２号に該当する。

以上から、検案医師の氏名及び印影は、同条第２項第１号及び同条第１項第４号並びに同条第２項第２号に該当し、非公開とすることが妥当である。

（７）「検視検討項目欄」について

ア　条例第８条第２項第１号及び同条第１項第４号について

　　　　（４）アのとおり。

イ　条例第８条第２項第２号について

　　　　（５）イのとおり。

ウ　条例第８条第２項第１号及び同条第１項第４号該当性並びに同条第２項第２号該当性について

実施機関は、検視検討項目欄には検視の際の具体的な項目等が記録されており、これらを公にすることにより、検視の手法等が明らかになり、又は推測されるおそれがあるため、その結果、犯罪を企図し、又は隠ぺいしようとする者をして、対抗措置を講じられるおそれがあると主張する。

この点、本件の検視検討項目欄に記載の内容は、検視の際に確認する具体的な項目等で、検視の手法が示されており、これが公開されると、犯罪を企図し、又は隠ぺいしようとする者が警察業務への対抗措置を講じ得るおそれがあるため、警察業務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあるといえることから、条例第８条第１項第４号に該当し、同条第２項第１号の該当性を認めることができる。

また、検視の手法は、検視方法や変死事案の対処方法が含まれているため、捜査の手法、技術、体制、方針等に関する情報と言え、将来の犯行を容易にするおそれがあるものに該当することから、同条第２項第２号に該当する。

以上から、本件の検視検討項目欄は、同条第２項第１号及び同条第１項第４号並びに同条第２項第２号に該当し、非公開とすることが妥当である。

　４　結論

以上のとおりであるから、「第一　審査会の結論」のとおり答申するものである。

　　（主に調査審議を行った委員の氏名）

　　　魚住 泰宏、的場 かおり、海道 俊明、近藤 亜矢子

別紙

|  |  |
| --- | --- |
| 対象となる行政文書 | 公開が妥当と判断した部分 |
| 変死事件等発生報告書の別紙「死体の状況」 | 　７　事件性の判断　２行目　17文字目から22文字目まで |